お知らせ 事業者のみなさまへ

令和5年4月1日から

事業所から出るゴミの分別ルールが変わります。

これまで伊予地区清掃センターで処分していた事業系一般廃棄物は、令和5年4月1日から松山市西クリーンセンターで処分することになりました。それに伴い、分別が一部変更となりますので、下記のポイントに気を付けて分別してください。

【現行】

廃プラスチック類の分類

廃プラスチック類は事業系一般廃棄物として処理することが可能です。

剪定枝の出し方

長さ1.5m、太さ15cm以内に切って出してください。

紙ごみの出し方

紙ごみは伊予地区清掃センターにて処理することが可能です。

変更

【令和5年4月1日以降】

廃プラスチック類の分類

廃プラスチック類は**産業廃棄物**として処理してください。

※伊予地区清掃センター及び松山市西クリーンセンターへの搬入はできません。

剪定枝の出し方

長さ50cm
太さ15cm以内に切ってひもで束ねて出してください。

紙ごみの出し方

紙ごみは古紙問屋に搬入する等再資源化を図ってください。

※伊予地区清掃センターへの搬入はできません。

【問い合わせ先】
伊予市環境政策課　TEL:089-909-6338

詳しくは裏面をご確認ください